

検査又は調査の結果(平成21年度)

中国四国産業保安監督部四国支部

検査等年月日	鉱山名 又は 製錬場名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
6月4日	曾我部石灰石	石灰石	稼働	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程が遵守されているか、また、埋立場が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	不適	保安規程の遵守(教育、巡視点検の見直し)について指導した。
6月5日	櫻野加茂	石灰石	稼働	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し保安規程に反映されるような体制となっているか、また、保安規程が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	未焼成物の管理、保安規程の遵守(危害対策の見直し)等について指導した。
6月12日	入交稲生	石灰石	稼働	鉱山保安法第47条第1項に基づき、排水及び充填材料が基準に適合しているか、立入検査を行った。	適	なし
6月12日	稲生	石灰石	稼働	鉱山保安法第47条第1項に基づき、排水及び充填材料が基準に適合しているか、立入検査を行った。	適	なし
7月2日	大久喜	銅	稼働	鉱山保安法第47条第1項に基づき、排水が基準に適合しているか、立入検査を行った。	不適	排水路の管理等について指導した。
8月3日	船岡	けい石	稼働	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し保安規程に反映されるような体制となっているか、また、保安規程が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	保安規程の遵守(車両検査、記録類等)について指導した。
8月4日	奥ヶ谷	石灰石	稼働	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し保安規程に反映されるような体制となっているか、また、保安規程が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	採掘箇所危害防止措置等について指導した。
8月4日	佐々連	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場及び排水が基準に適合しているか、立入検査を行った。	適	なし
8月5日	別子	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場及び排水が基準に適合しているか、立入検査を行った。	適	なし
8月26日	橋	石灰石	稼働	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し保安規程に反映されるような体制となっているか、また、保安規程が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	遠隔の地にある海岸貯鉱場について、施業案上明確化するよう指導した。
9月10日	長柱	けい石	稼働	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程が遵守されているか、また、排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	不適	保安規程の遵守(訓練実施)、使用前検査実施等について指導した。
9月11日	旭	けい石	稼働	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し保安規程に反映されるような体制となっているか、また、保安規程が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	防じんマスクの管理について指導した。
9月15日～16日	鳥形山	石灰石	稼働	鉱山保安法第47条第1項に基づき、9月14日に発生したクロードリルによる災害に関して、災害の状況・原因及び災害に係る鉱業権者の措置等について立入検査を行った。	適	なし

検査等年月日	鉱山名 又は 製錬場名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
10月22日	日新吉良ヶ峰	けい石	稼働	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し保安規程に反映されるような体制となっているか、また、保安規程が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	ダンプトラックの定期検査実施状況を整備するよう指導した。
11月4日～5日	入交稻生	石灰石	稼働	鉱山保安法第47条第1項に基づき、排ガスが基準に適合しているか、立入検査を行った。	適	なし
11月4日～5日	平石山	けい石	稼働	鉱山保安法第47条第1項に基づき、残壁の維持管理状況に係る立入検査を行った。(その他検査)	不適	今後の残壁整形について指導した。
11月5日	平石山	けい石	稼働	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し保安規程に反映されるような体制となっているか、また、保安規程が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	残壁規格の遵守について指導した。
11月9日～11日	曾我部石灰石	石灰石	稼働	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程が遵守されているか、また、排ガスが基準に適合しているか、について立入検査を行った。	適	なし
11月16日～17日	土佐山	石灰石	稼働	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し保安規程に反映されるような体制となっているか、また、保安規程が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	坑内の酸素濃度の確認がされてないこと及び粉じんの測定が必要であることについて指導した。
11月19日	国見山石灰・亀岩	石灰石	稼働	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程が遵守されているか、また、充填材料が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	不適	作業基準を見直し、保安規程との整合を図るよう指導した。
12月3日	釣瓶	けい石	稼働	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し保安規程に反映されるような体制となっているか、また、保安規程が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	なし
12月3日～4日	勝森	けい石・石灰石	稼働	鉱山保安法第47条第1項に基づき、12月3日に発生したドラム缶吊り上げ作業による災害に関して、災害の状況・原因及び災害に係る鉱業権者の措置等について立入検査を行った。	不適	吊り上げ作業の災害防止対策について指導した。
12月8日	田之野	ドロマイト	廃止	鉱山保安法第39条に基づき、旧鉱業権者が危害・鉱害を防止するための設備設置を要するかについて、立入検査を行った。	適	なし
12月8日～11日	黒瀬川	ドロマイト	稼働	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程が遵守されているか、また粉じんの処理の状況が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	不適	車両検査の実施、粉じん測定・評価の報告等について指導した。
12月17日	大平山	石灰石	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、休止鉱山の施設の状況に係る立入検査を行った。	不適	砂防堤の管理について指導した。
12月18日	勝森	けい石・石灰石	稼働	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し保安規程に反映されるような体制となっているか、また、保安規程が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	なし
12月18日	太龍	石灰石	稼働	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程が遵守されているか、また、排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	不適	作業箇所での転落防止措置等について指導した。

検査等年月日	鉱山名 又は 製錬場名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
1月14日	東予製錬所	銅	稼働	鉱山保安法第47条第1項に基づき、排水が基準に適合しているか、立入検査を行った。	適	なし
1月18日	東予製錬所	銅	稼働	鉱山保安法第47条第1項に基づき、排ガスが基準に適合しているか、立入検査を行った。	適	なし
1月20日	稲生	石灰石	稼働	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し保安規程に反映されるような体制となっているか、また、保安規程が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	なし
1月20日～21日	白木谷	石灰石	稼働	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程が遵守されているか、また、排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	不適	保安規程の遵守(措置の確認・評価)について指導した。
2月19日	鳥形山	石灰石	稼働	鉱山保安法第47条第1項に基づき、2月18日に発生した墜落災害に関して、災害の状況・原因及び災害に係る鉱業権者の措置等について立入検査を行った。	不適	類似作業の点検、再発防止について指導した。
2月25日～26日	東予製錬所	銅	稼働	鉱山保安法第47条第1項に基づき、排ガス・排水が基準に適合しているか、立入検査を行った。	適	なし
3月10日	入交稲生	石灰石	稼働	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し保安規程に反映されるような体制となっているか、また、保安規程が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	なし
3月23日～25日	鳥形山	石灰石	稼働	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程が遵守されているか、また粉じんの処理と騒音が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	適	なし

注1：操業状態の区分は、次のとおり。

稼行：鉱業法に基づき鉱業が行われているもの。

休止：鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの。

廃止：鉱業法に基づき鉱業権が廃止されたもの。

注2：結果の区分は、次のとおり。

不適：鉱山保安法令に不適合等である事項が認められた検査等の結果。

適：「不適」以外の検査等の結果。